

平成26年11月28日

株 主 各 位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井情報株式会社
代表取締役社長 齋藤正記

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおりに開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

本臨時株主総会には、下記のとおりに、「全部取得条項に係る定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきまして、会社法第111条第2項第1号の規定に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「臨時株主総会参考書類」及び「種類株主総会参考書類」をご検討の上、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年12月12日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って平成26年12月12日（金曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力下さい。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、13頁からの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認下さいますようお願い申し上げます。

〔重複行使の取扱い〕

複数回議決権を行使された場合、当社に一番最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時：平成26年12月15日（月曜日）午前10時
2. 場 所：東京都中野区東中野二丁目7番14号
当社東中野オフィス 1階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)

3. 目 的 事 項：

【臨時株主総会】

決 議 事 項

- 第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件
- 第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件
- 第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

【普通株主様による種類株主総会】

決 議 事 項

- 議 案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会それぞれについての委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出下さい（代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限るものとさせていただきます。）。
 - ◎臨時株主総会参考書類及び種類株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mki.co.jp/>）に掲載させていただきます。

【臨時株主総会】

臨時株主総会参考書類

第 1 号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成26年10月7日付当社プレスリリース「支配株主である三井物産株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」においてご報告申し上げておりますとおり、三井物産株式会社（以下「三井物産」といいます。）は、平成26年8月21日から当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成26年10月6日に終了しております。本公開買付けの結果、三井物産は、平成26年10月14日（本公開買付けの決済開始日）をもって当社普通株式111,630,193株（平成26年9月30日現在における当社の総株主の議決権の数（1,183,415個）に対する割合：94.33%（小数点以下第三位四捨五入。））を保有するに至っております。

平成26年8月6日付当社プレスリリース「支配株主である三井物産株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）においてご報告申し上げますとおり、近年、ICTハードウェア製品及びアプリケーションにおいて価格競争が激化するとともに、これらICTシステムのコモディティ化（一般化）による価格下落が生じております。また、ICTハードウェア製品の保守業務についても、製品価格下落の影響を受け、縮小傾向となっております。加えて、システム開発分野におけるお客様のニーズは、個別にシステムを構築し保有する形から、ネットワークを介して提供されるアプリケーションを利用する形であるクラウドサービスへと移行しつつあり、従来の受託開発型のシステム開発及びこれに伴う運用・保守業務は縮小傾向にあります。

このような厳しい市場環境の中、当社は経営努力を重ねてまいりましたが、事業構造の変革が進まず市場環境の変化への対応に遅れが生じたことにより、当社の連結売上高は、平成19年4月1日付の当社（合併前の旧商号：ネクストコム株式会社）と三井情報開発株式会社との合併初年度である平成20年3月期の590億97百万円から漸次減少傾向を示し、平成26年3月期は459億91百万円でありました。当期純利益も同様に、合併以降、減益傾向が継続しております。当社では、市場環境の変化に合わせ事業構造を早急に変革していく

ことが、当社事業の継続性の観点からも喫緊の課題と認識しております。

かかる状況の中、当社と三井物産は、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び三井物産は、三井物産グループのＩＴ分野における中核会社である当社と三井物産との一体経営を実現することによって事業検討に関する情報共有及び意思決定が迅速化し、当社の喫緊の課題である激しい市場環境の変化に合わせた事業構造の変革、及び業績の向上が可能となるとの結論に至り、本公開買付けによって当社が三井物産の完全子会社となることが不可欠であるとの判断に至りました。

当社は、上記のとおり本公開買付けが成立したことから、本意見表明プレスリリース「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社を三井物産の完全子会社とするため、以下の①から③の方法（以下「本全部取得手続」と総称します。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、本議案の定款変更案第６条の２及び第６条の３に定める内容のＡ種種類株式（以下「Ａ種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第２条第１３号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第１０８条第１項第７号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式１株と引換えに、Ａ種種類株式を６,７１２,７８８分の１株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第１７１条第１項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式１株につき、Ａ種種類株式を６,７１２,７８８分の

1株の割合をもって交付いたします。なお、三井物産以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を三井物産に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に255円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

本議案は、本全部取得手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、本議案の定款変更案第6条の2及び第6条の3に定める内容のA種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。なお、当社は非上場会社となる予定ですので、A種種類株式を譲渡により取得するには当社の取締役会の承認を受けなければならない旨の定めを新設致します。また、これまで当社は、当社定款第7条におきまして、事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定しておりますところ、同条は、当社普通株式については1株を単元株式数と定めるものであり、本議案で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、臨時株主総会において本議案が承認可決された時点で、その効力が生じるものといえます。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、4億7,000万株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、4億7,000万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は4億6,999万9,980株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）は20株とする。
(新設)	(A種種類株式)
	第6条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。 (新設)	<u>(A種種類株式の譲渡制限)</u> <u>第6条の3 A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</u> (単元株式数) 第7条 当会社の<u>普通株式</u>の単元株式数は、100株とし、<u>A種種類株式</u>の単元株式数は、<u>1株</u>とする。 <u>(種類株主総会)</u> <u>第17条の2 第13条、第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>

第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

本議案は、第1号議案においてご説明申し上げております本全部取得手続のうち②を実施するものであり、第1号議案による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を6,712,788分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、三井物産以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、臨時株主総会において第1号議案及び第3号議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに普通株主様による種類株主総会において本議案と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成27年1月21日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

第1号議案による変更後の定款	追 加 変 更 案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第6条の4 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u> <u>2. 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を6,712,788分の1株の割合をもって交付する。</u>

第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

第1号議案においてご説明申し上げておりますとおり、当社及び三井物産は、三井物産グループのIT分野における中核会社である当社と三井物産との一体経営を実現することによって事業検討に関する情報共有及び意思決定が迅速化し、当社の喫緊の課題である激しい市場環境の変化に合わせた事業構造の変革、及び業績の向上が可能となるとの結論に至り、本公開買付けによって当社が三井物産の完全子会社となることが不可欠であるとの判断に至りました。

本議案は、第1号議案においてご説明申し上げております本全部取得手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、第1号議案による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を6,712,788分の1株の割合をもって交付するものといたします。前記のとおり、三井物産以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を三井物産に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に255円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社の定款の規定に基づき、取得日（下記(2)において定めます。）において、別途定める基準日（当該取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を6,712,788分の1株の割合をもって交付するものといたします。

(2) 取得日

平成27年1月21日

(3) その他

本議案に係る全部取得条項付普通株式の取得は、臨時株主総会において第1号議案及び第2号議案がいずれも原案どおり承認可決されること、普通株主様による種類株主総会において、第2号議案と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに第2号議案に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

【普通株主様による種類株主総会】

種類株主総会参考書類

議 案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

臨時株主総会第1号議案（「臨時株主総会参考書類」の3ページ）においてご説明申し上げておりますとおり、当社及び三井物産は、三井物産グループのIT分野における中核会社である当社と三井物産との一体経営を実現することによって事業検討に関する情報共有及び意思決定が迅速化し、当社の喫緊の課題である激しい市場環境の変化に合わせた事業構造の変革、及び業績の向上が可能となるとの結論に至ったことから、株主様のご承認をいただくことを条件として、本全部取得手続を実施することといたしました。

本議案は、臨時株主総会第1号議案においてご説明した本全部取得手続のうち②を実施するものでありますが、臨時株主総会において、本全部取得手続のうち①を実施する定款変更議案である第1号議案が承認可決されますと、当社は種類株式発行会社となりますので、会社法第111条第2項第1号の規定により、本全部取得手続のうち②を実施するために必要な定款変更を行うためには、当社普通株主様による種類株主総会の決議が必要となります。そこで、臨時株主総会決議と併せて、当社普通株主様による種類株主総会を開催し、決議を行うものです。

本議案は、臨時株主総会第1号議案による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を6,712,788分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、三井物産以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、臨時株主総会において第1号議案、第2号議案及び第3号議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成27年1月21日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

臨時株主総会第1号議案による変更後の定款	変 更 案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第6条の4 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u> <u>2. 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を6,712,788分の1株の割合をもって交付する。</u>

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

■議決権行使ウェブサイト <http://www.web54.net>

ウェブ行使

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力下さい。
- 議決権の行使期限は、株主総会開催日の前営業日の平成26年12月12日（金曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- 複数回議決権を行使された場合、当社に一番最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お手許のシステムについて以下の点をご確認下さい。

(1) パーソナルコンピュータ用サイトによる場合

■画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

■次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. ウェブブラウザとしてVer. 5. 01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer

イ. PDFファイルブラウザとしてVer. 4. 0以降のAdobe® Acrobat® Reader®
又は、Ver. 6. 0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

■ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）して下さい。

■上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、設定内容をご確認下さい。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

■以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

① i モード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※ i モードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

■フルブラウザを用いてアクセスされた場合、電話機を通信機器としてのみ使い、電話端末を経由してパーソナルコンピュータによりアクセスされた場合やスマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パーソナルコンピュータ用サイトでのご投票としてお取扱いたします。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパーソナルコンピュータ等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

■三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

■その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にてお問い合わせ下さい。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

〔電話〕 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

株主総会会場ご案内図

〔会場〕 東京都中野区東中野二丁目 7 番14号

三井情報株式会社

東中野オフィス 1 階会議室

連絡先 03-3227-5515（代表）



〔交通〕 JR中央・総武線 東中野駅より徒歩7分

都営地下鉄 大江戸線 東中野駅より7分

東京メトロ 丸ノ内線 中野坂上駅より12分

◆当オフィスには駐車スペースがございませんので、お車でお越しの際はお手数ですが、近隣の駐車施設をご利用下さるようお願いいたします。

